

No.	部門	質問	回答
1	通所型サービス	要支援1で6回以上とあるが、今まで自費で対応していた部分に関してもこれに含まれるか。要支援2も同様。	事業対象者、要支援1で6回以上、要支援2で10回以上の利用される場合は、事業所の契約書に明記して頂き、ご利用者の了承をいただければ、自費対応は可能と考えられます。
2	訪問型サービス	買い物支援で会計に時間がかかり、訪問型サービス予定時間を過ぎた場合、延長料金として自費徴収は可能か。	買い物支援によるサービス予定時間はあくまで事業所の決めた時間帯であるため、予定時間を過ぎただけで、残りの時間を自費対応にするのは認められません。
3	訪問型サービス	要支援1で10回/月以上とあるが、以上の部分は自費対応が可能か。	事業対象者、要支援1で10回以上、要支援2で14回以上の利用される場合は、事業所の契約書に明記して頂き、ご利用者の了承をいただければ、自費対応は可能と考えられます。
4	訪問型サービス	夫婦で按分する場合はどのように判断するのか。	利用者の状況に応じた適切なケアマネジメントに基づき、サービス担当者会議にて協議してもらい、生活援助をする場合、ご夫婦でどこまでの支援が必要であるか、どちらの比重が重いのかを検討し、どちらも同じ比重であるならば、按分する必要があると考えられます。
5	訪問型サービス	時間をつなげて利用することは可能か。(身体介護型どうし、生活援助型どうし、身体、生活の混合)	基本的にサービスをつなげての利用はできません。ご夫婦で身体介護型を算定する際は、プランに基づき、つなげることは可能です。支援の内容に身体型、生活型が混合されている場合は身体介護型を算定することとなります。ご不明な点があれば、アセスメント、プラン、利用票を持参の上、地域包括までご相談ください。
6	訪問型サービス	身体介護型・生活介護型とあるが、同日に併用しての支援は可能か。	利用者の状況に応じた適切なケアマネジメントに基づき、同日に併用する場合は(朝1回、夕1回など)、現行相当の単位数(週1回程度1168単位、週2回2335単位、週2回を超える程度3704単位)を超えての利用はできません。ご不明な点があれば、アセスメント、プラン、利用票を持参の上、地域包括までご相談ください。
7	訪問型サービス 通所型サービス	ショートステイ利用時の訪問型、通所型サービスの算定方法はどうか。	ショートステイを利用された月は、訪問型、通所型サービスの月まとめの請求はできません。訪問型サービスの回数請求は要支援1の場合は9回が限度となり、要支援2の場合は13回が限度となります。通所型の場合も要支援1の場合は5回が限度となり、要支援2は9回が限度となります。